

# あに

編集と発行 秋田県阿仁町役場総務課  
印刷所 秋田県阿仁町津田印刷所



57年度産米検査始まる

昭和57年

**10**月

第242号

一般会計

四千六百十二万円の赤字

昭和56年度決算認定される

九月定例議会町長行政報告

九月定例町議会が、九月二十七日から十月六日まで十日間の日程で開かれ、昭和五十六年度一般会計決算、各特別会計決算認定の件など二十三議案が審議されて原案どおり認定になりました。

冒頭、近藤町長より町政の進捗状況等について、行政報告がありましたので、あらましをご報告いたします。

総務課

考えています。

今般、議会に提出された旧古河倉庫解体材処分に関する調査特別委員会の報告書の内容を十分検討して、今後このようなことのないように鋭意行政の気をひきしめ、職員と一体となって行政を執行していきたいと

また、今回の定例議会に昭和五十六年度各会計決算認定を提案していますが、国の行財政改革、その他の問題等によって、町の財政状況も厳しさを増し、昭和五十六年度一般会計および町立病院事業会計が赤字決算を余儀なくされています。今後は、行政事務段階だけだけでなく議会、住民の意見



を十分拝聴しながら一日も早く健全財政に転換できるように財政運営を図っていくつもりです。

六月上旬、鉄道建設公団盛岡支社から、比立内にある事務所、職員寮、車庫等の建物を、南口工事を終

らため処分したいとの連絡がありました。町としてこれらの建物が撤去されることは、未開通部分の工事再開の場合支障があり、また、同建物がなくなる事は、町民に与える影響も大きく町で管理するため無償交付されるように盛岡支社と交渉していたところ、九月十五日付で無償交付する旨の通知があったので、関係機関と話し合いながら有効的活用を図りたいと思います。

地籍調査は、根子、萱草の一部の山林、原野の一筆測量、航空測量が八月に終了し、現在、六十パーセントの進捗率です。

母子寮の指導監督があり少年指導員の設置を指導さ

福祉課

れたため、非常勤少年指導員を配置する予定です。消防施設整備については計画した新町、伏影、幸屋渡地区のポンプ置場の新築、中村地区の小型ポンプ購入、三枚、比立内地区の防火用水池の整備が予定どおり完成しています。

また、阿仁町婦人消防協力隊に対し、日本消防協会から軽可搬式消防ポンプ二台寄贈されました。

昨年十一月十五日の火災発生以来、三百十六日(九月二十七日現在)の無火災を記録しており、消防施設の整備に伴い無火災の記録が更に継続されることを念願しています。

根子地区富農飲雑用水工事は、九月末現在、導水管施設、配水池等浄水施設の建設が四十パーセントの進捗率で、各戸給水工事も発注を終え工事に着手しています。工事が完了次第試験給水に入り、来春には本格給水を開始する予定です。

比立内簡水拡張工事は、電気工事の一部と門柵工事を残すのみとなり、九十パーセントの進捗率となっています。また、一月頃には本格給水の予定です。尚、真木地区の拡張工事はすでに完了しています。

保険衛生課

農林畜産課

ことしの稲作は、過去二ケ年の冷害の体験をふまえて優良品種の選択、健苗育成や肥培管理等の指導を行ってききましたが、稲作に最も大切な減数分裂期の七月二十日から二十八日にかけての異常低温によって、特にアキヒカリを中心に障害不稔型の冷害に見まれ、その減収が憂慮されています。

農業共済の評価にあたっては、評価員、評価委員による調査、および県連合会の実測調査等により、適性かつ公平な評価を行うため努力しています。

工事中の環境改善センター外構工事は、十月中に完成の予定です。

幸屋農道整備事業は、第一期工事として幸屋渡側の道路舗装工事五〇〇メートルが十月末までに完成、また、第二期工事の幸屋側一、一四〇メートルは、全路線の用地売買契約が終り、登記事務を進めています。

大阿仁農道整備事業の萱草橋梁両岸の下部工事は八月末に完成し、また、第二期工事の測量について県から委託されましたので近々、発注したいと考えています。融雪災害根子外三ヶ所の復旧工事は、すでに発注済で十月末に完成の予定です。

町長日記

9月16日 10月15日

- 16日 荒瀬老人クラブ
- 18日 大阿仁保育所運動会
- 19日 大野台電機機竣工式 (合川町)
- 20日 阿仁合保育所運動会
- 20日 公立米内沢病院管理 者会議 (森吉町)
- 21日 三町親善野球大会 (阿仁・西木・田沢湖)
- 24日 町立病院運営協議会
- 24日 健康センター竣工式 (西木村)・大阿仁阿仁合財産区管理会
- 25日 課長会議、職員運動 会
- 27日 課長会議、職員運動 会
- 28日 陳情用務 (秋田市)
- 29日 町村会建設委員会 (秋田市)
- 30日 北秋田地方部 (鷹巣 町)
- 1日 老人ホーム運動会
- 3日 町民相撲大会
- 6日 自治省鷹角線現地調 査のため来町
- 8日 県地方課 (秋田市)
- 10日 子供会地区対抗球技 大会
- 12日 克雪、利雪町づくり プロジェクト会議
- 13日 柳谷氏現地調査のため 来町

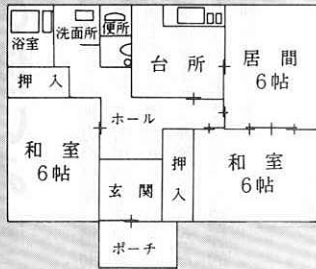


# 町営住宅入居募集

木造1戸建 5戸

昭和57年度建築の町営住宅へ入居を希望される方は次のことがらをお含みの上応募ください。

- 所在地  
阿仁町水無字寺後 3戸  
阿仁町銀山字下新町 2戸
- 住宅の構造及び面積  
木造平家建 58.149㎡ (17.6坪)
- 募集戸数 1戸建 5戸
- 家賃 月額23,000円前後の見込み
- 入居資格 町内に住所を有し同居親族があり現に住宅に困窮している方
- 入居月日 12月1日予定
- 申込み期日 11月15日 役場総務課



## 建設課

国道105号線阿仁合バイパスは、計画路線の説明会が八月で終り、起点から一、八〇〇メートル間の用地測量を実施しています。引き続き残延長についても用地測量を行う予定です。地権者の特段のご協力をお願いしたいと思っています。

県道阿仁・打当線の改良工事について、昭和五十八年度から公共改良事業で実施するため要望していますが、現在のところ決定までに至っていない状況です。更に、五十八年度要望の重点課題として進めていく考えです。

町道八路線の改良、舗装

○株の実績で予想以上の好結果で終了できました。特に今回は、全国花菖蒲協会の専門家、愛好者五十数名が来園して好評を得ることができ意を強くしています。今後は、町の主要観光行事としての定着化を図っていく考えです。

## 商工観光課

ことしの花菖蒲祭りは、百三十種類、二百万本を数えるに至り、天候にも恵まれた結果、入場者も昨年より大幅に伸びて一万五千人を数え、株分けも八、五〇

## 学務課

去る六月に阿仁合小など三校の児童、生徒が食中毒症状を起した件については、能代保健所、県衛生科学研究所の検査結果「原因菌の究明ができず、原因不明」ということで調査打ち切りとなりました。原因不明でピリオドを打つことになりましたが、事故の再発防止

## 社会教育課

のたため、鷹巣保健所の指導を受け、施設整備と調理員の衛生教育には、より徹底を図っています。

幼児、婦人、老人を対象にしたスポーツ活動を重点的に推し進めています。急速に移動している高令化社会に対応するため、老人を対象とした「自分の健康は自分で守る」という健康教育とあわせて「葉づけ健康」でなく、体力づくりによった健康意識の向上を図ることを、今後の大きな課題として、ゲートボールの指導、踊りを活用した軽スポーツの普及等社会体育の推進を図っていく考えです。

## 鷹角線について

鷹角線の第三セクターによる経営の場合の転換条件に関する資料を提出していますが、転換条件の国、国鉄の対応が明確になってきています。鷹角線の中で阿仁合線部分の転換交付金も廃止対象路線に選定されると、一キロ当たり三千万円交付されることになり、今まで未確定な部分であったのが明確になりました。また、未開通区間の新線建設初期投資交付金も一キロ当たり一千万円交付され、運営補助は、適切な経営努力をしたうえで欠損額の五十パーセントを開業から五ヶ年間補助されます。

第三セクターによる経営引き受けした場合の財政負担について、議論されているところであるが、沿線町村の財政負担を軽減するため、転換交付金を源資とする基金の創設を認めるように国に要望しており、要望どおり認められると思います。しかし、除雪費については運営費に含め、欠損補助の対象になる見込みです。国の行政改革の関係で、阿仁合線が第二次選定線に早い時期に選定される危惧もあり、町の総力をあげて町民の永年の念願である鷹角線の全通を実現させるためにも、第三セクターによる運営を明確にするよう、県および関係機関に働きかけていく考えです。

# 臨時職員の募集

阿仁町では、町立大阿仁保育所の臨時職員を次の要領により募集いたします。

### (募集要領)

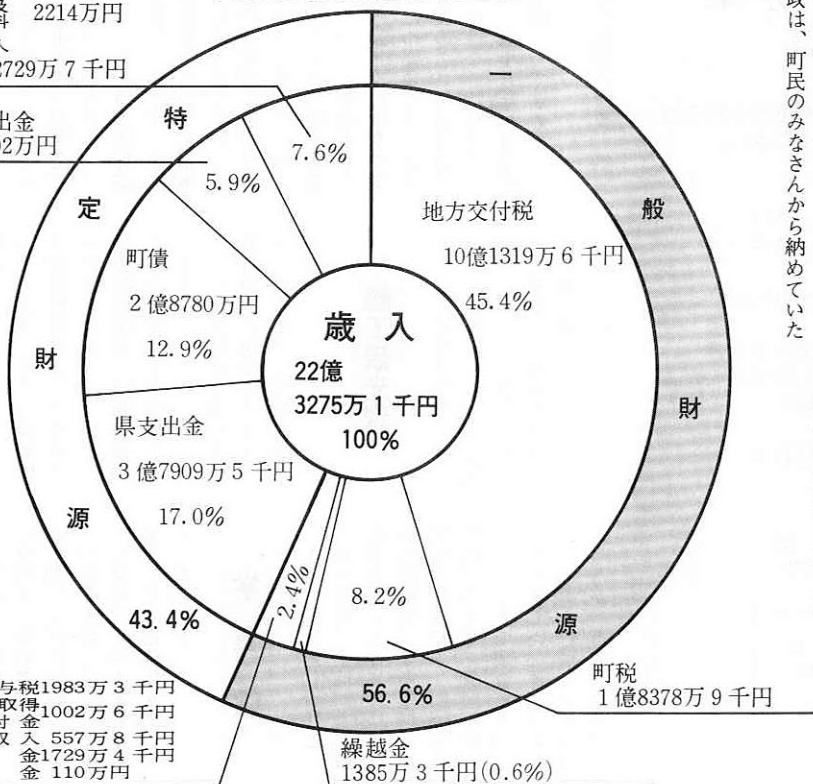
- 業務内容  
保育所児童の補完的保育業務に従事する。
- 応募資格  
満20才から25才迄の町内在住女子で、保母資格を有する人。
- 採用人員  
2名
- 雇用期間  
自 昭和57年11月10日  
至 昭和58年4月30日迄
- 給与  
日額 2,900円
- 申し込み期日  
昭和57年11月5日迄、役場総務課宛、次の書類を提出。
- 提出書類 履歴書  
尚、くわしい事については、役場総務課までお問い合わせ下さい。追って面接日をご通知します。

あ に

# 歳入の内訳

基金及金 1973万円  
 担用料及料 2214万円  
 分負担手諸 収入  
 1億2729万7千円

国庫支出金  
 1億3202万円



九月定例町議会において、昭和五十六年度の町の一般会計および各特別会計の決算が認定されました。これら決算状況は、財政報告書の作成および公表に関する条例の規定に基づいて公表するものです。町政は、町民のみなさんから納めていた

多く税金や、国からの地方交付税、補助金などの財源をもとにして町民の生活環境の整備や福祉向上のため運営されています。町の財政事情を正しく理解していただくと共に、これからも町政に対する積極的なご協力をお願いいたします。

## 町の台所

### 二十二億七千万円の使いみち

## 財政収支の状況 (単位: 千円)

年度	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	(A) - (B) 差引 (C)	翌年度に繰越すべき財源 (D)	実質収支 (E)	単年度収支
49	1,084,453	1,104,627	△20,174	0	△20,174	△22,495
50	1,232,056	1,247,987	△15,931	45	△15,976	4,198
51	1,583,121	1,575,276	7,845	812	7,033	23,009
52	1,905,762	1,888,513	17,249	7,236	10,013	2,980
53	1,919,660	1,883,400	36,260	0	36,260	26,247
54	2,345,649	2,283,132	62,517	9,547	52,970	16,710
55	2,334,416	2,320,563	13,853	4,025	9,828	△43,142
56	2,232,751	2,278,530	△45,779	351	△46,130	△55,958

◇実質収支……… 歳入を差し引いた額から、翌年度に繰越すべき財源を差し引いた額で、当該団体の純剰余、又は純損失を意味する。前年度以前からの収支の累積。  
 ◇単年度収支……… 当該年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額で、単年度の財政状況が判断される。

区分	今年度収入額	前年度収入額	対前年比
固定資産税	89,131	85,227	104.6
町民税	60,297	62,866	95.9
たばこ消費税	17,692	15,408	114.8
木材取引税	6,054	9,401	64.4
電気税	8,961	8,923	100.4
軽自動車税	1,654	1,610	102.7
計	183,789	183,435	100.2

## 町税の推移

(単位: 千円・%)

### 一般会計

一般会計は、歳入総額二十二億三千二百七十五万一千円に対して、歳出が二億七千八百五十三万四千円、差し引き四千五百七十七万九千円の赤字となるが、翌年度に繰越すべき財源が三十五万一千円あるため、本年度の実質収支で四千六百十三万円の赤字となり、前年度決算と比較すると五千九百九十五万八千

円の減額となっています。歳入を見ても、国からの地方交付税が最も多く四五・四%、県支出金一七%、町債一二・九%、国庫支出金五・九%となり、自主財源である町税は、二年連続の冷害や地場産業である木材産業の不況等により伸びが見られず、八・二%と少なく依存財源が主となります。苦しい財政事情になっています。歳出では、投資的経費で

ある建設事業が災害復旧費と合わせて六億二千五百八十九万八千円で二七・五%を占め、人件費二五・一%、公債費一四・八%、物件費一三・八%、負担金補助交付金等が一〇・一%となっています。厳しい財政事情ですが、物件費等の節減など、計画的な財政運営を図り、増大する行政需要に対応しつつ財政構造の健全化に努力していきます。

乗って

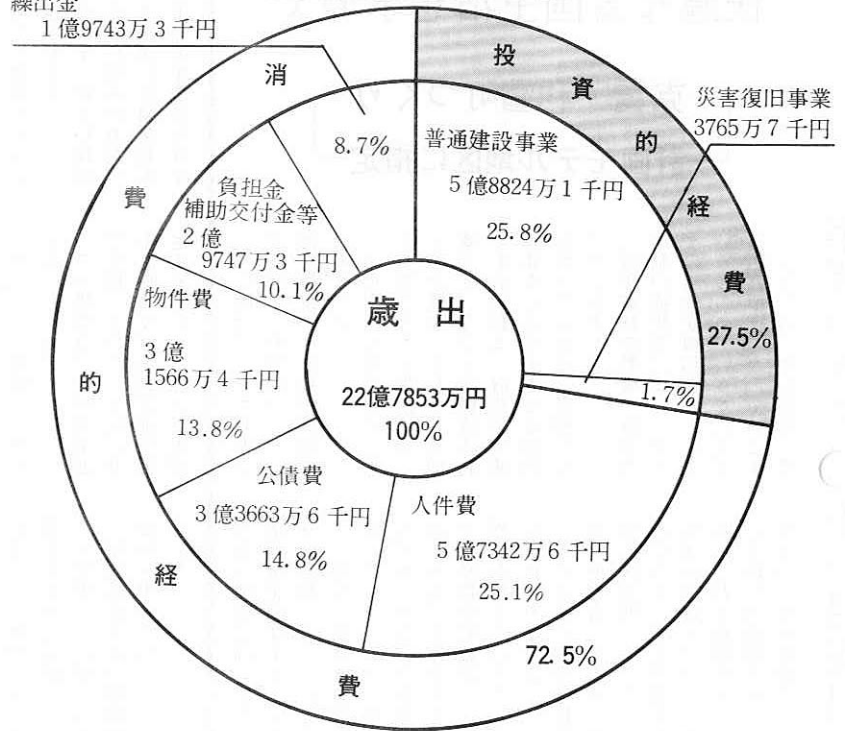
残そう

簡易水道会計	大阿仁財産区会計	阿仁合財産区会計	中村診療所会計	国保会計	農業共済会計
六、三三三万一千円	七、二八万三千元	一、二四四万四千元	一、五万八千元	三億一、三七〇万五千元	七、四六二万一千円
六、一三四万五千元	七〇、二万八千元	三、三三六万九千元	一、三万八千元	二億九、四八三万四千元	六、六八九万八千元

昭和五十六年度  
特別会計決算

投資及出資金 貸付金  
維持補修費 扶助費  
繰出金  
1億9743万3千円

歳出の内訳



科目別歳出内訳

**議会費**  
4631万円 2.0%

**総務費**  
2億6466万円 11.6%

**民生費**  
2億8119万円 12.4%

**衛生費**  
1億1933万円 5.2%

**労働費**  
66万円 0.0%

**農林水産業費**  
5億1917万円 22.8%

**商工費**  
8471万円 3.7%

**土木費**  
1億7879万円 7.9%

**消防費**  
7997万円 3.5%

**教育費**  
3億43万円 13.2%

**災害復旧費**  
3766万円 1.7%

**公債費・諸支出金**  
3億6565万円 16.0%

阿仁合線

# 町づくりにあなただの声を

## 21世紀に向け開発構想の見直し

「阿仁町はいったいどうなるのだろうか」という声をよく耳にします。

いまなお進行している過疎現象、加えて阿仁合線の廃止問題などなくなく暗いムードが支配的です。

こうしたきびしい事態であればこそ、はっきりとした見とおしと展望をもつことが要求されます。

町ではいま、新しい視点に立ちながら将来の方向づけを示す「阿仁町開発基本構想」策定の作業にとりか

かりました。

町の開発基本構想は、十年前の昭和四十七年に策定されていますが、以後、二度にわたるオイルショックや、著しい経済変動など内外の客観情勢が大きく変化したことにより、構想も実勢に即しないものとなつてしまい、その見直しが必要となつたものです。

この構想は、町の将来展望を描くもので、立町の基本計画、及び実施計画を策定する基となるという大切な

な意味を有しています。

役場では、構想策定のためすでに各課より一〜二名の選出によるプロジェクトチーム(十四名)を編成し、策定の方策など基本的な事項について協議を行っています。

その結果、町づくりの大前提として構想には住民の意志が十分に反映されることが原則、との観点のもとに町民の皆さんの積極的な参加を求めていくことにしました。

具体的には、町内の各世帯へのアンケートをはじめ部落ちとの座談会、さらには将来構想に対する提言など、幅広くできるだけでなくの町民の意志が反映できるようにその方策を構じているところです。

## 法務局阿仁出張所廃止問題の経過について

法務局阿仁出張所の廃止問題についての、その後の経過と現状についてご報告申し上げます、みなさんのご理解を得たいと存じます。

昨年七月、町長就任と同時に阿仁出張所を十月十五

自分たちの町は自分たちみんなの手で、のご理解のもとに、今後行われる住民アンケートや、部落座談会には積極的にご協力くださいますよう、さらに、町づくりへの提言、要望等がございましたら、どんなこと

でもどしどし申し出くださるよう心よりお待ち申し上げます。町づくりへの提言やご要望は左記へご連絡ください。阿仁町役場総務課 企画係 電話 二二二一一

日に廃止したい旨の通告をうけましたが、その後、議会の協力のもとに関係省庁への陳情により、どうか廃止を延期することができましたことは、すでに広報で報告いたしましたとおりです。

しかし、その後間もなく秋田法務局より、再度、五十六年度をもって廃止したいという通告があり、町では年明け早々議会の特別対策委員会と合同で再度法務省へ陳情し、政務次官、事務次官をはじめ、関係担当課長と直接会い、当町の実情を強く訴え廃止延期を懇願しました。

その結果、双方とも廃止阻止は避け難いという理解のもとに、当面の五十六年度廃止は延期する、という法務省の了解を得ることができました。廃止の時期については、地元の秋田法務局と相談されるようにとの

町としては、今後ともさらに手をつくして参る方針ですが、こうしたきびしい現況にあるとのご理解のもとに、町民の皆さんには、どうか、とどこおつている登記事項がございましたら、速やかに処理されるようあわせてお伝え申し上げます。以上、法務局阿仁出張所の廃止問題に関する経緯と現状についてのご報告といたします。

## 快適な雪国生活を求めて

### 「克雪・利雪町づくり」計画モデル地区に指定

阿仁町は、このたび県より「克雪・利雪町づくり計画」策定モデル地区に指定されました。

一年のうちの三分の一近くを雪とともに生活することを余儀なくされている地域では、人びとの経済活動や生活活動は、道路の交通不能などでさまざまな制約を受けているのが実態となつています。

近年道路の整備や除排雪体制の強化等により、年々その制約が緩和されてきているものの、いまだに大きな阻害要因となつています。このため、雪を克服し雪

のない地域と同じような生活環境を確保することが人々の念願となつています。しかし、雪は水資源や観光レクリエーションや冬のスポーツなどの重要な資源であり、また空気の浄化や農産物の貯蔵等に大きな恩恵を与えていることを忘れてはなりません。

このように、雪は相反する両面を有しており、単に、雪を障害物としてとらえるのではなく、雪との調和する生活の創造と、いかに効率的にこれを克服するか、という新しい発想のもとに、昨年秋から県が実施している

計画策定のモデル地区に指定されたというものです。この制度は、指定町村へ克雪・利雪町づくり計画に要する経費として百万円が補助されます。計画策定にあたっては、住民との相互連携のもとに進めることが原則となつており、町では、皆さんとの協力を得ながら積雪期における快適な総合的な環境づくりを推進していきたいと考えています。

年賀ハガキ 十一月五日 発売



10月の農事暦

稲ワラで地力の増強を

農林業指導センター

最近とくに機械移植による密植と、施肥技術の向上によって、地力の高低と、収量差が多くあらわれないため「土づくり」に対する考え方が、ややもするとすれがちのようです。

◎稲ワラの処理方法

処理方法

地力の維持、増強対策は、良質米の安定生産と、冷害抵抗性の両面から不可欠の条件です。一般に水田は、基盤条件が整備されるほど、有機物の補給が大切です。

◎排水対策

ただ高めるため、圃場の隅に堆積して、降雨利用や簡易堆肥堆を適用した速成堆肥造りを、より積極的に進める。

◎施用時間 および方法

また、バインダーや手刈りによる稲ワラは、とくに畜産農家との堆肥交換を行う等、有機物を土に還元する基本技術を守るようにする。

◎および方法

秋すき込んだ稲ワラは、越冬期間に約二十パーセント、さらに、一年間では六五パーセント分解される。一方春すき込みは、秋すき

◎および方法

き込み比べて分解が早く、一年間で八十パーセント程度分解するとされている。問題は、春すき込みの場合、気温の上昇に伴い、急激に分解が始まるため、活着不良や分けつ抑制等、初期生育に与える影響が極めて大きい。

◎および方法

しかし、秋すき込みでは、比較的スムーズに分解が行われるため、障害がかなり軽減される。したがって、稲ワラは、収穫後できるだけ早い時期に、五cm〜六cm程度の表層と、かくはん混合するすき込みを行う。また、労働事情や排水の面から秋すき込みができない場合は、春耕を可能な限り早めるよう心がける。

寄付金付 四五円 普通 四〇円

愛の献血(十一月四日)

皆さんの協力を願います

◇環境改善センター

午後0時15分

◇営林署前

午後2時15分

◇役場前

午後3時

◇5時まで

一日二、八五八円

県内最低賃金

○鷹巣町の金田鍼灸より四名の方が来所し、おとによりに鍼、灸の治療をしていただきました。

環境標語コンクール 藤根和幸君優秀賞

みんなの力できれいな住みよい郷土を。スローガンに九月二十一日から環境衛生週間が実施され、これにちなんで、県と県地区衛生組織連合会が、募集していた「美しい郷土づくり運動作品コンクール」標語の部で、中村小学校の藤根和幸君(藤根久志さん長男)が優秀賞を獲得しました。

◆郷土美化初めは ぼくらのまわりから

これを機会に、みなさんも身の回りの生活環境をきれいにして美しい郷土づくりに協力しましょう。

◆新社協に香典返し

○下新町の三浦理喜さんから(亡父、喜代治)三万円。

◆老人ホームへ

○専売公社大館営業所よりタバコ二五〇個。

○東京都の渡部タカ(水無出身)さんからお菓子。

※最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等は含まれていません。

◆新町住宅(四号)

家賃 一九、五〇〇円 □比立内住宅(二号) 家賃 二〇、五〇〇円 □申し込み期日 十一月十日

※くわしい内容については、総務課管財係までお問い合わせください。

口臭の原因 保健婦だより

口臭の原因

保健婦だより

口臭は、本人が気にやんでいるだけで、他の人には臭くないといった神経性のもも少なくありません。

一人できよくよ悩まず、家族の人にも確かめてもらうこと。他の人も臭いと感じるようなら実際の口臭ですから、そのときは口臭の原因となっている病気を考えてみましょう。まず多いのは、口の中が原因となっている場合、虫歯やよく合っていない入れ歯はありませんか。とくに歯槽膿漏があると口臭がします。

口の中の原因をなくしても、なお口臭がとれない場合は、口腔以外の病気、鼻、のどの病気、気管や肺の病気、胃腸の病気が考えられますので医師の診断を受けてください。



善意

### 新入学生募集

#### 県立衛生看護学院

県立衛生看護学院では、昭和五十八年度の入学生を次のとおり募集します。

#### ◎助産科

◎募集人員 十五名

◇願書受付 昭和五十八年一月四日から一月十八日まで

#### ◎看護科

◎募集人員 三十名

◇願書受付 昭和五十八年一月十日から一月二十二日まで

◇試験日 昭和五十八年二月三日、四日

◇看護科三年課程

日まで  
◇試験日 昭和五十八年二月七日、八日  
◎看護科二年課程  
◇募集人員 四十五名  
◇願書受付 昭和五十八年一月十日から一月二十二日まで  
◇試験日 昭和五十八年二月七日、八日  
◎保健科  
◇募集人員 五十名  
◇願書受付 昭和五十八年一月十七日から一月三十一日まで  
◇試験日 昭和五十八年二月九日、十日  
◇受験手数料 千円

## あなたの国保(19) 適正化月間に ご協力を!!

今月は、国民健康保健被保険者適用の適正化月間です。

◎社会保険の資格がありながら、国保にも加入している人はおりませんか。◎転出したにもかかわらずいまだに国保に加入したままになっている人はおりませんか。(修学者、施設入所者除く)

◎だれかの扶養になれるのに、手続きを怠って国保に加入したままになっている人はおりませんか。

【年間収入が八十万円未満(六十五歳以上の老年者である場合、又は、厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合)にあつては百二十万円未満】の人は、被扶養者認定申請をおこなうことにより、国保税を無駄に納めなくて済みます。いま一度、おたたくの被保険者証をひらいてみてください。無駄に国保税を納めている人は、おりませんか。

### 大変便利な 福祉電話

#### 福祉電話

電々公社では、おとしりやからだの不自由な方が毎日安心してお過ごしいただけるよう福祉の電話を開発しています。

ひとり暮らしのおとしりや、緊急連絡できるような録音をセツトした「シルバー

### 行政書士試験のお知らせ

#### 行政書士試験のお知らせ

昭和五十七年度の行政書士試験が次のとおり行われます。

▽試験日 十一月二十三日  
▽場所 県生涯教育センター

### 資格と届出

世帯に属する被保険者の資格と届出

資格に異動があつたときは、世帯主は十四日以内に届出をしなければなりません。

こんなときには手続きを	手続きに必要なもの
転入したとき	印かん
職場の健康保険をぬけたとき	印かん、離脱証明書
子供が生まれたとき	印かん、被保険者証、母子手帳
生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
転出するとき	印かん、被保険者証
職場の健康保険にはいったとき	印かん、両方の被保険者証
死亡したとき	印かん、被保険者証 死亡を証明するもの
生活保護をうけるようになったとき	印かん、被保険者証 保護決定通知書
住所、世帯主、氏名等がかわったとき	印かん、被保険者証
被保険者証をなくしたとき	印かん
修学のため他市町村に転出し、別の被保険者証が必要などとき	印かん、在学証明書 被保険者証
出稼、長期旅行などのため別の被保険者証が必要などとき	印かん、被保険者証
高額療養費の支給をうけるとき	印かん、領収書

▽受付 十月二十五日から十一月九日まで  
▽受験料 三、五〇〇円  
▽試験科目 行政書士の業務に關し必要な法令(行政書士法、住民基本台帳法、戸籍法、憲法、民法) 一般常識  
作文  
くわしい内容については秋田市山王四丁目の一県総務部地方課(〇一八八〇一一四四)におたずねください。

### 秋の火災予防運動

11月7日~13日

- 暖房器具等からの火災発生防止
- 家庭における防火対策の推進
- 身体不自由者等の焼死防止

## 慶弔だより

9月

### ◎ こんにちは、赤ちゃん

柏木 翔しょう (博美 長男) 東裏

大野 沙織さおり (幸一 長女) 小沢

鈴木 康平やすら (金忠 三男) 打当

加賀谷 澤みお (義忠 長女) 榎木沢

柴田 美代子みよこ (一昭 長女) 下新町

### ◎ 結婚 おしあわせに

加賀 忠幸 吉田  
中野貴美子 埼玉県  
佐藤 清伸 湯口内  
大高 清子 荒瀬  
高橋 玲子 宮城県  
佐藤 玲子 根子

### ■ おくやみ申し上げます

松橋 次男 比立内  
花田 裕子 鷹巣町  
杉田 フク(82) 小沢  
鈴木 徳藏(86) 打当  
柴田 政吉(65) 幸屋渡